

基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自家用乗用自動車											
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車	17,330									
原動機付自転車		14,380									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		31,570	31,150	30,730	30,300	29,880	29,460	29,030	28,610	
	(ロ) 小型二輪自動車		14,970	14,820	14,660	14,500	14,340	14,190	14,030	13,870	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,970	14,820	14,660	14,500	14,340	14,190	14,030	13,870	
		検査対象外車	14,870	14,720	14,560	14,410	14,250	14,100	13,940	13,780	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車									
		検査対象外車	23,610								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車		5,220									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							14,990			
原 動 機 付 自 転 車								12,600			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		28,190	27,760	27,340	26,910	26,490	26,060	25,630	25,190	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		13,710	13,550	13,400	13,240	13,080	12,920	12,760	12,600	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	13,710	13,550	13,400	13,240	13,080	12,920	12,760	12,600	
		検 査 対 象 外 車	13,630	13,470	13,320	13,160	13,000	12,840	12,690	12,530	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車							20,060		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								5,200			

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											30,170
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											12,080
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										29,550
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											9,200
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		24,760	24,330	23,900	23,470	23,030	22,600	22,170	21,740	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		12,440	12,280	12,120	11,950	11,790	11,630	11,470	11,310	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	12,440	12,280	12,120	11,950	11,790	11,630	11,470	11,310	
		検 査 対 象 外 車	12,370	12,210	12,050	11,890	11,730	11,570	11,410	11,250	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									16,770
	c	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車		29,520	28,860	28,190	27,530	26,860	26,200	25,530	24,870		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		11,900	11,710	11,530	11,340	11,160	10,970	10,790	10,600		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	28,910	28,260	27,620	26,970	26,320	25,670	25,030	24,380		
	検 査 対 象 外 車	12,600									
原 動 機 付 自 転 車		10,790									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		9,100	8,990	8,880	8,770	8,660	8,560	8,450	8,340		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		21,310	20,860	20,420	19,980	19,540	19,100	18,660	18,220	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		11,150	10,980	10,820	10,660	10,490	10,330	10,160	10,000	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	11,150	10,980	10,820	10,660	10,490	10,330	10,160	10,000	
		検 査 対 象 外 車	11,100	10,930	10,770	10,610	10,450	10,280	10,120	9,960	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	16,470	16,160	15,850	15,540	15,230	14,920	14,620	14,310	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車	16,440								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,190									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車		24,210	23,540	22,880	22,210	21,550	20,870	20,190	19,510		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				57,490	55,450	53,380	51,300	49,220	
		最大積載量が2トン以下のもの				39,840	38,490	37,110	35,730	34,350	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				41,080	39,680	38,250	36,830	35,400	
		最大積載量が2トン以下のもの				36,560	35,330	34,090	32,840	31,590	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				34,360	33,230	32,070	30,910	29,750		
	自 家 用				25,580	24,790	23,980	23,170	22,350		
小 型 二 輪 自 動 車		10,420	10,230	10,050	9,870	9,680	9,490	9,300	9,120		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	23,730	23,080	22,430	21,780	21,140	20,480	19,820	19,150		
	検 査 対 象 外 車					10,160					
原 動 機 付 自 転 車						8,950					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					9,570	9,390	9,220	9,040	8,860		
緊 急 自 動 車		8,230	8,120	8,010	7,910	7,800	7,690	7,580	7,470		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		17,780	17,340	16,900	16,460	16,020	15,560	15,120	14,670	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		9,830	9,670	9,510	9,340	9,180	9,010	8,840	8,670	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	9,830	9,670	9,510	9,340	9,180	9,010	8,840	8,670	
		検 査 対 象 外 車	9,800	9,640	9,470	9,310	9,150	8,980	8,820	8,650	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					8,520	8,390	8,250	8,120	7,980	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車					8,520	8,390	8,250	8,120	7,980	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				24,780	24,020	23,240	22,460	21,680	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	14,000	13,690	13,380	13,070	12,760	12,450	12,130	11,810	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				13,070	12,760	12,450	12,130	11,810
		検 査 対 象 外 車					12,750				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,140	5,140	5,130	5,130	5,130		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,170					

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										43,250
	自 家 用										13,640
営業用乗用自動車	A										110,130
	B										87,590
	C										66,760
	D										40,340
自 家 用 乗 用 自 動 車		18,830	18,160	17,480	16,800	16,120	15,450	14,770	14,090		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	47,150	45,070	42,990	40,910	38,840	36,760	34,690	32,610	
		最大積載量が2トン以下のもの	32,980	31,600	30,230	28,850	27,470	26,090	24,720	23,340	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	33,980	32,550	31,120	29,700	28,270	26,850	25,420	23,990	
		最大積載量が2トン以下のもの	30,350	29,100	27,850	26,610	25,360	24,110	22,870	21,620	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	28,590	27,430	26,270	25,110	23,950	22,790	21,630	20,470		
	自 家 用	21,540	20,730	19,920	19,110	18,300	17,480	16,670	15,860		
小 型 二 輪 自 動 車		8,930	8,740	8,550	8,360	8,170	7,990	7,800	7,610		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	18,490	17,830	17,170	16,510	15,850	15,190	14,530	13,870		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,690	8,510	8,330	8,160	7,980	7,800	7,630	7,450		
緊 急 自 動 車		7,350	7,240	7,130	7,020	6,910	6,800	6,690	6,580		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,220	13,770	13,320	12,870	12,420	11,970	11,520	11,070	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		8,510	8,340	8,170	8,010	7,840	7,670	7,500	7,340	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	8,510	8,340	8,170	8,010	7,840	7,670	7,500	7,340	
		検 査 対 象 外 車	8,490	8,320	8,160	7,990	7,820	7,660	7,490	7,330	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		7,850	7,710	7,580	7,450	7,310	7,170	7,040	6,900	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		7,850	7,710	7,580	7,450	7,310	7,170	7,040	6,900	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	20,900	20,120	19,340	18,560	17,780	17,000	16,220	15,440	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	11,500	11,180	10,870	10,550	10,240	9,920	9,610	9,290	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	11,500	11,180	10,870	10,550	10,240	9,920	9,610	9,290	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			40,370	37,430	34,490	31,550	28,620	25,680	22,740	19,800
	自 家 用			13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400
営業用乗用自動車	A			102,200	94,100	86,010	77,920	69,830	61,740	53,650	45,560
	B			81,360	75,010	68,650	62,300	55,950	49,590	43,240	36,880
	C			62,110	57,360	52,610	47,860	43,110	38,360	33,610	28,860
	D			37,680	34,960	32,250	29,540	26,820	24,110	21,400	18,680
自 家 用 乗 用 自 動 車				13,410	12,720	12,030	11,340	10,650	9,960	9,270	8,570
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		30,530	28,410	26,300	24,180	22,060	19,940	17,820	15,710
		最大積載量が2トン以下のもの		21,970	20,560	19,160	17,750	16,350	14,940	13,540	12,140
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		22,570	21,110	19,660	18,210	16,750	15,300	13,840	12,390
		最大積載量が2トン以下のもの		20,370	19,100	17,830	16,560	15,290	14,020	12,750	11,470
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			19,310	18,130	16,940	15,760	14,580	13,400	12,210	11,030
	自 家 用			15,050	14,220	13,390	12,570	11,740	10,910	10,080	9,250
小 型 二 輪 自 動 車				7,420	7,230	7,040	6,840	6,650	6,460	6,270	6,080
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			13,210	12,530	11,860	11,180	10,510	9,840	9,160	8,490
	検 査 対 象 外 車			7,670							
原 動 機 付 自 転 車				7,060							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				7,280	7,100	6,920	6,740	6,560	6,380	6,200	6,020
緊 急 自 動 車				6,470	6,360	6,240	6,130	6,020	5,910	5,790	5,680
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			10,620	10,160	9,700	9,240	8,780	8,330	7,870	7,410
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			7,170	7,000	6,830	6,650	6,480	6,310	6,140	5,970
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		7,170	7,000	6,830	6,650	6,480	6,310	6,140	5,970
		検 査 対 象 外 車		7,160	6,990	6,820	6,660	6,490	6,320	6,150	5,980
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車			6,770	6,630	6,490	6,360	6,220	6,080	5,940	5,800
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			6,770	6,630	6,490	6,360	6,220	6,080	5,940	5,800
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,660	13,860	13,070	12,270	11,480	10,680	9,890	9,090
		b 小 型 二 輪 自 動 車		8,980	8,660	8,330	8,010	7,690	7,370	7,050	6,720
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		8,980	8,660	8,330	8,010	7,690	7,370	7,050	6,720
		検 査 対 象 外 車		8,980							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,150							

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		16,870	13,930	10,990	8,050	
	自 家 用		7,740	7,090	6,430	5,770	
営業用乗用自動車	A		37,470	29,380	21,300	13,200	
	B		30,530	24,180	17,820	11,470	
	C		24,110	19,360	14,610	9,860	
	D		15,970	13,260	10,540	7,830	
自 家 用 乗 用 自 動 車			7,880	7,190	6,500	5,810	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,590	11,470	9,350	7,230	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	9,330	7,920	6,520	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,930	9,480	8,030	6,570	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,200	8,930	7,660	6,390	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		9,850	8,660	7,480	6,300	
	自 家 用		8,430	7,600	6,770	5,940	
小 型 二 輪 自 動 車			5,880	5,690	5,500	5,310	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		7,810	7,140	6,460	5,790	
	検 査 対 象 外 車						
原 動 機 付 自 転 車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,840	5,660	5,480	5,300	
緊 急 自 動 車			5,570	5,450	5,340	5,230	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,950	6,490	6,030	5,570	5,190
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,800	5,630	5,460	5,290	5,140
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,800	5,630	5,460	5,290	5,140
		検 査 対 象 外 車	5,810	5,640	5,470	5,300	5,160
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,670	5,530	5,390	5,250	
	(ロ) 教習用自動車		5,670	5,530	5,390	5,250	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	8,300	7,500	6,710	5,910	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,400	6,080	5,760	5,440	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,400	6,080	5,760	5,440	
		検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,120	5,120	5,120	5,120	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府（大阪府）市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注） 大阪府市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,850									
原 動 機 付 自 転 車		5,640									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	
		検 査 対 象 外 車	5,900	5,890	5,880	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,260										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,220								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							6,520			
原 動 機 付 自 転 車								5,540			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,820	5,800	5,790	5,780	5,770	5,750	5,740	5,730	
		(ロ) 小型二輪自動車	5,820	5,800	5,790	5,780	5,770	5,750	5,740	5,730	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,820	5,800	5,790	5,780	5,770	5,750	5,740	5,730	
		検 査 対 象 外 車	5,800	5,790	5,780	5,770	5,760	5,740	5,730	5,720	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車							5,240				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,200				

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く											
	個人タクシー											
自 家 用 乗 用 自 動 車											9,620	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの										
		最大積載量が2トン以下のもの										
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの										
		最大積載量が2トン以下のもの										
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用											
	自 家 用											
小 型 二 輪 自 動 車											7,270	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										8,690	
	検 査 対 象 外 車											
原 動 機 付 自 転 車												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車												
緊 急 自 動 車											5,490	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620		
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620		
		検 査 対 象 外 車	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,640	5,630	5,620		
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車											
	(ロ) 教習用自動車											
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)										
		b 小 型 二 輪 自 動 車										5,320
		c 軽自動車	検 査 対 象 車									
検 査 対 象 外 車												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車												
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,510	9,390	9,270	9,150	9,030	8,910	8,790	8,670		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		7,210	7,160	7,100	7,040	6,980	6,930	6,870	6,810		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,600	8,510	8,410	8,320	8,220	8,130	8,030	7,940		
	検 査 対 象 外 車	6,190									
原 動 機 付 自 転 車		5,440									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	5,420		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	
		検 査 対 象 外 車	5,610	5,590	5,580	5,570	5,550	5,540	5,530	5,520	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,210										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,190									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,550	8,430	8,310	8,190	8,070	7,950	7,830	7,710		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				23,120	22,420	21,710	21,000	20,280	
		最大積載量が2トン以下のもの				18,840	18,300	17,760	17,210	16,670	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの					23,120	22,420	21,710	21,000	20,280
		最大積載量が2トン以下のもの					18,840	18,300	17,760	17,210	16,670
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用					10,700	10,480	10,260	10,040	9,820	
	自 家 用					10,700	10,480	10,260	10,040	9,820	
小 型 二 輪 自 動 車		6,760	6,700	6,640	6,580	6,530	6,470	6,410	6,350		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,840	7,750	7,650	7,560	7,460	7,370	7,270	7,170		
	検 査 対 象 外 車					5,840					
原 動 機 付 自 転 車						5,340					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,310	5,300	5,290	5,280	5,280	
緊 急 自 動 車		5,400	5,390	5,380	5,380	5,370	5,360	5,340	5,330		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,500	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,500	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	
		検 査 対 象 外 車	5,500	5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車					5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	
	(ロ) 教習用自動車					5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	
	(ハ) 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					6,740	6,680	6,620	6,550	6,490
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240	5,240	5,230	
	そ の 他	c 軽自動車	検 査 対 象 車				5,260	5,250	5,240	5,240	5,230
			検 査 対 象 外 車					5,190			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,140	5,140	5,130	5,130	5,130	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,170					

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										15,090
	自 家 用										13,640
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										20,220
	個人タクシー										20,220
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,580	7,460	7,340	7,220	7,100	6,980	6,850	6,730		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,570	18,850	18,140	17,430	16,710	16,000	15,280	14,570	
		最大積載量が2トン以下のもの	16,130	15,580	15,040	14,490	13,950	13,410	12,860	12,320	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,570	18,850	18,140	17,430	16,710	16,000	15,280	14,570	
		最大積載量が2トン以下のもの	16,130	15,580	15,040	14,490	13,950	13,410	12,860	12,320	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	9,600	9,370	9,150	8,930	8,710	8,490	8,270	8,050		
	自 家 用	9,600	9,370	9,150	8,930	8,710	8,490	8,270	8,050		
小 型 二 輪 自 動 車		6,290	6,240	6,180	6,120	6,060	6,000	5,950	5,890		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,080	6,980	6,880	6,780	6,690	6,590	6,500	6,400		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,270	5,260	5,250	5,250	5,240	5,230	5,220	5,220		
緊 急 自 動 車		5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		検 査 対 象 外 車	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,420	6,360	6,300	6,230	6,170	6,100	6,040	5,970	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			14,340	13,570	12,800	12,030	11,260	10,500	9,730	8,960
	自 家 用			13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			19,080	17,910	16,750	15,590	14,420	13,260	12,100	10,930
	個人タクシー			19,080	17,910	16,750	15,590	14,420	13,260	12,100	10,930
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,610	6,480	6,360	6,240	6,110	5,990	5,860	5,740
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		13,860	13,130	12,400	11,670	10,940	10,210	9,490	8,760
		最大積載量が2トン以下のもの		11,770	11,220	10,660	10,110	9,550	9,000	8,450	7,890
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		13,860	13,130	12,400	11,670	10,940	10,210	9,490	8,760
		最大積載量が2トン以下のもの		11,770	11,220	10,660	10,110	9,550	9,000	8,450	7,890
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			7,830	7,600	7,370	7,150	6,920	6,700	6,470	6,240
	自 家 用			7,830	7,600	7,370	7,150	6,920	6,700	6,470	6,240
小 型 二 輪 自 動 車				5,830	5,770	5,710	5,650	5,590	5,530	5,470	5,410
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,300	6,200	6,100	6,010	5,910	5,810	5,710	5,610
	検 査 対 象 外 車			5,490							
原 動 機 付 自 転 車				5,240							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150
緊 急 自 動 車				5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190
		検 査 対 象 外 車		5,300	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	5,840	5,770	5,710	5,640	5,580	5,510	5,450
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140
		検 査 対 象 外 車		5,160							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,150							

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間					
		4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	8,190	7,420	6,650	5,880		
	自家用	7,740	7,090	6,430	5,770		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	9,770	8,610	7,440	6,280		
	個人タクシー	9,770	8,610	7,440	6,280		
自家用乗用自動車		5,610	5,490	5,370	5,240		
普通けん引普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	8,030	7,300	6,570	5,840	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,340	6,780	6,230	5,670	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	8,030	7,300	6,570	5,840	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,340	6,780	6,230	5,670	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	6,020	5,790	5,570	5,340		
	自家用	6,020	5,790	5,570	5,340		
小型二輪自動車		5,350	5,290	5,230	5,180		
軽自動車	検査対象車	5,510	5,410	5,310	5,210		
	検査対象外車						
原動機付自転車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,150	5,140	5,130	5,120		
緊急自動車		5,160	5,150	5,140	5,130		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
	(ロ) 小型二輪自動車		5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
		検査対象外車	5,190	5,180	5,160	5,150	5,140
特種用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車		5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教習用自動車		5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,380	5,310	5,250	5,180	
		b 小型二輪自動車	5,140	5,130	5,130	5,120	
	c 軽自動車	検査対象車	5,140	5,130	5,130	5,120	
		検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,120	5,120	5,120	5,120		
検査対象外被けん引軽自動車							

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											
普通けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車	5,730									
原動機付自転車		5,640									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,470	11,360	11,260	11,160	11,060	10,960	10,850	10,750	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,630	5,620	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800	
		検査対象外車	5,730	5,720	5,710	5,700	5,690	5,690	5,680	5,670	
特種用途自動車 その他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) ぞの他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検査対象車								
検査対象外車	16,480										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車		5,220									

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							5,620			
原 動 機 付 自 転 車								5,540			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,650	10,550	10,450	10,350	10,250	10,140	10,040	9,930	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,570	5,570	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,520	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,780	5,770	5,760	5,750	5,740	5,720	5,710	5,700	
		検 査 対 象 外 車	5,660	5,650	5,640	5,630	5,620	5,610	5,600	5,590	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車							14,300				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,200				

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											14,270
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											5,450
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										14,270
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											9,010
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,830	9,730	9,620	9,520	9,420	9,310	9,210	9,110	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,450	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,690	5,670	5,660	5,650	5,640	5,620	5,610	5,600	
		検 査 対 象 外 車	5,580	5,570	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									12,240
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		14,040	13,790	13,550	13,310	13,060	12,820	12,580	12,340		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	14,040	13,790	13,550	13,310	13,060	12,820	12,580	12,340		
	検 査 対 象 外 車	5,500									
原 動 機 付 自 転 車		5,440									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		8,900	8,800	8,700	8,590	8,490	8,390	8,280	8,180		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,000	8,900	8,790	8,680	8,580	8,470	8,370	8,260	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	
		検 査 対 象 外 車	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 小 型 二 輪 自 動 車	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	12,060	11,870	11,680	11,490	11,300	11,110	10,920	10,730	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
検 査 対 象 外 車		12,080									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,190									

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く											
	個人タクシー											
自 家 用 乗 用 自 動 車		12,090	11,850	11,610	11,360	11,120	10,870	10,630	10,380			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				18,410	17,890	17,360	16,840	16,310		
		最大積載量が2トン以下のもの				18,410	17,890	17,360	16,840	16,310		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				18,410	17,890	17,360	16,840	16,310		
		最大積載量が2トン以下のもの				18,410	17,890	17,360	16,840	16,310		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				12,880	12,580	12,270	11,970	11,660			
	自 家 用				12,880	12,580	12,270	11,970	11,660			
小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,320	5,320	5,310		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	12,090	11,850	11,610	11,360	11,120	10,870	10,630	10,380			
	検 査 対 象 外 車						5,380					
原 動 機 付 自 転 車							5,340					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					6,380	6,340	6,290	6,230	6,190			
緊 急 自 動 車		8,080	7,980	7,870	7,770	7,670	7,560	7,460	7,350			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,160	8,050	7,940	7,840	7,730	7,620	7,520	7,410		
		(ロ) 小型二輪自動車	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,320	5,320	5,310	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,480	5,470	5,460	5,440	5,430	5,420	5,410	5,390		
		検 査 対 象 外 車	5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					7,190	7,110	7,030	6,940	6,860		
	(ロ) 教習用自動車					7,190	7,110	7,030	6,940	6,860		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				10,740	10,520	10,300	10,080	9,860		
		b 小型二輪自動車	10,540	10,350	10,170	9,980	9,790	9,600	9,400	9,210		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				9,980	9,790	9,600	9,400	9,210	
		検 査 対 象 外 車						9,810				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,140	5,140	5,130	5,130	5,130			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,170					

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										31,110
	自 家 用										13,640
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										62,040
	個人タクシー										40,340
自 家 用 乗 用 自 動 車		10,130	9,880	9,640	9,390	9,140	8,890	8,640	8,400		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090	
		最大積載量が2トン以下のもの	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090	
		最大積載量が2トン以下のもの	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	11,350	11,040	10,730	10,430	10,120	9,810	9,500	9,190		
	自 家 用	11,350	11,040	10,730	10,430	10,120	9,810	9,500	9,190		
小 型 二 輪 自 動 車		5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,130	9,880	9,640	9,390	9,140	8,890	8,640	8,400		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,130	6,080	6,030	5,980	5,930	5,880	5,830	5,780		
緊 急 自 動 車		7,250	7,140	7,040	6,930	6,820	6,720	6,620	6,510		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,300	7,190	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,550	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	
		検 査 対 象 外 車	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車		6,780	6,700	6,620	6,530	6,450	6,370	6,290	6,200	
	(ロ) 教習用自動車		6,780	6,700	6,620	6,530	6,450	6,370	6,290	6,200	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	9,630	9,410	9,190	8,960	8,740	8,520	8,290	8,070	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	9,020	8,820	8,630	8,440	8,250	8,050	7,860	7,670	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車	9,020	8,820	8,630	8,440	8,250	8,050	7,860	7,670
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			29,150	27,140	25,140	23,140	21,140	19,130	17,130	15,130	
	自 家 用			13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			57,740	53,360	48,970	44,590	40,200	35,810	31,430	27,040	
	個人タクシー			37,680	34,960	32,250	29,540	26,820	24,110	21,400	18,680	
自 家 用 乗 用 自 動 車				8,150	7,900	7,640	7,390	7,140	6,880	6,630	6,380	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	
		最大積載量が2トン以下のもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	
		最大積載量が2トン以下のもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			8,890	8,570	8,260	7,940	7,630	7,320	7,000	6,690	
	自 家 用			8,890	8,570	8,260	7,940	7,630	7,320	7,000	6,690	
小 型 二 輪 自 動 車				5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			8,150	7,900	7,640	7,390	7,140	6,880	6,630	6,380	
	検 査 対 象 外 車			5,260								
原 動 機 付 自 転 車				5,240								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,730	5,680	5,630	5,580	5,530	5,480	5,420	5,370	
緊 急 自 動 車				6,400	6,300	6,190	6,080	5,970	5,870	5,760	5,650	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,440	6,330	6,220	6,110	6,000	5,890	5,780	5,670	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,280	5,260	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	
		検 査 対 象 外 車		5,260	5,250	5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車			6,120	6,040	5,950	5,870	5,790	5,700	5,620	5,530	
	(ロ) 教習用自動車			6,120	6,040	5,950	5,870	5,790	5,700	5,620	5,530	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			7,850	7,620	7,390	7,160	6,940	6,710	6,480	6,250
		b 小 型 二 輪 自 動 車			7,480	7,280	7,080	6,890	6,690	6,490	6,300	6,100
		c	検 査 対 象 車		7,480	7,280	7,080	6,890	6,690	6,490	6,300	6,100
			検 査 対 象 外 車		7,500							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,150								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間					
		4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	13,120	11,120	9,120	7,120		
	自家用	7,740	7,090	6,430	5,770		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	22,660	18,270	13,890	9,500		
	個人タクシー	15,970	13,260	10,540	7,830		
自家用乗用自動車		6,130	5,870	5,620	5,370		
普通けん引普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,270	6,730	6,190	5,650	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,270	6,730	6,190	5,650	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,270	6,730	6,190	5,650	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,270	6,730	6,190	5,650	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	6,370	6,060	5,750	5,430		
	自家用	6,370	6,060	5,750	5,430		
小型二輪自動車		5,150	5,140	5,130	5,120		
軽自動車	検査対象車	6,130	5,870	5,620	5,370		
	検査対象外車						
原動機付自転車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,320	5,270	5,220	5,170		
緊急自動車		5,550	5,440	5,330	5,220		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,560	5,450	5,340	5,230	5,130
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,130	5,120	5,120
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
		検査対象外車	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,450	5,370	5,280	5,200	
	(ロ) 教習用自動車		5,450	5,370	5,280	5,200	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,030	5,800	5,570	5,340	
		b 小型二輪自動車	5,900	5,710	5,510	5,310	
	c 軽自動車	検査対象車	5,900	5,710	5,510	5,310	
		検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,120	5,120	5,120	5,120		
検査対象外被けん引軽自動車							

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	5,730									
原 動 機 付 自 転 車		5,640									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,640	5,630	5,620	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,800	5,790	5,780	5,770	5,760	5,750	5,730	5,720	
		検 査 対 象 外 車	5,700	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,650	5,640	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,260										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,220									

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							5,620			
原 動 機 付 自 転 車								5,540			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,820	5,800	5,790	5,780	5,770	5,750	5,740	5,730	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,570	5,570	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,520	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,710	5,700	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,640	
		検 査 対 象 外 車	5,630	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,560	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車								5,240			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								5,200			

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											9,620
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											5,450
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										6,400
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											5,490
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,450	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	
		検 査 対 象 外 車	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	5,490	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									5,320
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,510	9,390	9,270	9,150	9,030	8,910	8,790	8,670		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,370	6,330	6,300	6,270	6,230	6,200	6,160	6,130		
	検 査 対 象 外 車	5,500									
原 動 機 付 自 転 車		5,440									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	5,420		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,540	5,520	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	
		検 査 対 象 外 車	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,440	5,430	5,420	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車		5,210									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,190									

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く											
	個人タクシー											
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,550	8,430	8,310	8,190	8,070	7,950	7,830	7,710			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				17,620	17,140	16,640	16,140	15,650		
		最大積載量が2トン以下のもの				16,680	16,230	15,770	15,310	14,850		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				17,620	17,140	16,640	16,140	15,650		
		最大積載量が2トン以下のもの				16,680	16,230	15,770	15,310	14,850		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用					10,670	10,450	10,230	10,010	9,790		
	自 家 用					10,670	10,450	10,230	10,010	9,790		
小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,320	5,320	5,310		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,100	6,060	6,030	5,990	5,960	5,920	5,890	5,850			
	検 査 対 象 外 車					5,380						
原 動 機 付 自 転 車						5,340						
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					5,310	5,300	5,290	5,280	5,280			
緊 急 自 動 車		5,400	5,390	5,380	5,380	5,370	5,360	5,340	5,330			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410		
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,320	5,310		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,450	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	5,360		
		検 査 対 象 外 車	5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					5,150	5,150	5,150	5,150	5,150		
	(ロ) 教習用自動車					5,150	5,150	5,150	5,150	5,150		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				5,700	5,680	5,660	5,630	5,610		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240	5,240	5,230		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				5,260	5,250	5,240	5,240	5,230	
		検 査 対 象 外 車					5,190					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,140	5,140	5,130	5,130	5,130			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,170						

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										15,090
	自 家 用										13,640
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										20,090
	個人タクシー										20,090
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,580	7,460	7,340	7,220	7,100	6,980	6,850	6,730		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,150	14,660	14,160	13,660	13,170	12,670	12,180	11,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,390	13,940	13,480	13,020	12,560	12,100	11,640	11,180	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,150	14,660	14,160	13,660	13,170	12,670	12,180	11,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,390	13,940	13,480	13,020	12,560	12,100	11,640	11,180	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	9,570	9,350	9,130	8,910	8,690	8,470	8,250	8,030		
	自 家 用	9,570	9,350	9,130	8,910	8,690	8,470	8,250	8,030		
小 型 二 輪 自 動 車		5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,820	5,790	5,750	5,720	5,680	5,650	5,610	5,580		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,270	5,260	5,250	5,250	5,240	5,230	5,220	5,220		
緊 急 自 動 車		5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	
		検 査 対 象 外 車	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,590	5,560	5,540	5,520	5,490	5,470	5,450	5,420	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			14,340	13,570	12,800	12,030	11,260	10,500	9,730	8,960
	自 家 用			13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			18,960	17,800	16,650	15,500	14,340	13,190	12,040	10,880
	個人タクシー			18,960	17,800	16,650	15,500	14,340	13,190	12,040	10,880
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,610	6,480	6,360	6,240	6,110	5,990	5,860	5,740
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,190	10,680	10,170	9,670	9,160	8,660	8,150	7,640
		最大積載量が2トン以下のもの		10,730	10,260	9,790	9,320	8,860	8,390	7,920	7,450
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,190	10,680	10,170	9,670	9,160	8,660	8,150	7,640
		最大積載量が2トン以下のもの		10,730	10,260	9,790	9,320	8,860	8,390	7,920	7,450
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			7,810	7,590	7,360	7,140	6,910	6,690	6,460	6,240
	自 家 用			7,810	7,590	7,360	7,140	6,910	6,690	6,460	6,240
小 型 二 輪 自 動 車				5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			5,540	5,510	5,470	5,440	5,400	5,360	5,330	5,290
	検 査 対 象 外 車			5,260							
原 動 機 付 自 転 車				5,240							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150
緊 急 自 動 車				5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,260	5,250	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180
		検 査 対 象 外 車		5,250	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,180
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 ぎ ゅ う 自 動 車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,400	5,380	5,350	5,330	5,310	5,280	5,260	5,230
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140
		検 査 対 象 外 車		5,160							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,150							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			8,190	7,420	6,650	5,880		
	自 家 用			7,740	7,090	6,430	5,770		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			9,730	8,580	7,420	6,270		
	個人タクシー			9,730	8,580	7,420	6,270		
自 家 用 乗 用 自 動 車				5,610	5,490	5,370	5,240		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,140	6,630	6,130	5,620		
		最大積載量が2トン以下のもの		6,990	6,520	6,050	5,580		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,140	6,630	6,130	5,620		
		最大積載量が2トン以下のもの		6,990	6,520	6,050	5,580		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			6,010	5,790	5,560	5,340		
	自 家 用			6,010	5,790	5,560	5,340		
小 型 二 輪 自 動 車				5,150	5,140	5,130	5,120		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			5,260	5,220	5,190	5,150		
	検 査 対 象 外 車								
原 動 機 付 自 転 車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,150	5,140	5,130	5,120		
緊 急 自 動 車				5,160	5,150	5,140	5,130		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,170	5,160	5,140	5,130	5,120	
				5,150	5,140	5,130	5,120	5,120	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車			5,160	5,150	5,140	5,130	5,120
		検 査 対 象 外 車			5,170	5,170	5,160	5,150	5,140
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車				5,120	5,120	5,120		
	(ロ) 教習用自動車				5,120	5,120	5,120		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				5,210	5,190	5,160	5,140
		b 小型二輪自動車				5,140	5,130	5,130	5,120
		c 軽自動車	検 査 対 象 車			5,140	5,130	5,130	5,120
			検 査 対 象 外 車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,120	5,120	5,120	5,120		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車									

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。